

令和8年2月

お客さま各位

香川県信用組合

払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱開始と
「当座勘定規定」の一部改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では、令和8年3月2日（月）より当組合所定の払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱を開始いたしますのでお知らせします。

また、本取扱いに伴い、「当座勘定規定」を下記のとおり改定させていただきます。なお、改定後の規定は、改定前より当座勘定をご契約いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

令和8年3月2日（月）

2. 払戻し方法

当組合所定の払戻請求書に記名押印のうえ、当座勘定入金帳をご提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく払戻しが可能となります。

※ 払戻請求書は無料で交付させていただきます。

※ 払戻請求書による払戻しの取扱いは、お取引店（口座開設店）に限ります。

※ ご利用に際して、当座預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認させていただくために、当組合所定の本人確認書類の提示等を求める場合があります。

※ 払戻請求書は預金者本人からの請求に基づいて払出すもので、支払手段として第三者へ譲渡することのないようお願い申し上げます。

※ お手持ちの小切手は引き続きご利用になれます。

3. 当座勘定規定の改定

(1) 改定日

令和8年3月1日

(2) 改定内容

① 第7条：当座勘定の払戻方法に当組合所定の払戻請求書による払戻を追加

② 第 12 条：当座勘定からの手数料等の引落しにおいて、払戻請求書によらず引落しができることを追加

③ 第 17 条：印鑑照合をおこなう書類等に払戻請求書を追加

当座勘定規定(一般用)改定新旧対照表

改定後	改定前
<p>第 7 条 (手形、小切手<u>等</u>の支払)</p> <p>①②(略)</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p><u>A 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p><u>B 小切手を使用する方法。</u></p> <p>④ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第 7 条 (手形、小切手の支払)</p> <p>①②(略)</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>④ 新設</p>
<p>第 12 条 (手数料等の引落し)</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②(略)</p>	<p>第 12 条 (手数料等の引落し)</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②(略)</p>
<p>第 17 条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたう場合は、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>②③(略)</p>	<p>第 17 条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたう場合は、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>②③(略)</p>

以上